

40. (Gno.94) 離婚時の夫婦の平等性ならびに子の福祉の確保をめぐる比較法的研究

代表：鈴木 博人

2023 年度（開始）

【研究の目的】

離婚に伴う離婚給付や子の監護について、日本、ドイツ、中国、韓国、オーストラリアについて比較法研究を行う。日本を除き各国が離婚後共同監護（親権）法制をとっているが、その成否は国により異なる。離婚の際に各国がどのように夫婦の平等性及び子の福祉を確保しているのかを明らかにする

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度は、子どもの権利条約施行 30 年ということで、子どもの権利関係に関する研究を行った。Gno.28 の「家族の現代的変容と家族法」グループと共同での研究報告会を実施した。

刊行物

2023 年度に本研究グループの研究会に参加したミュンスター大学法学部ベッティナ・ハイダーホフ教授が、同年度に本学で行った講演の元になった論考の邦訳が本研究所の翻訳叢書として刊行された。とりわけ、同書の第 2 章が当研究会における議論と関係するものである。

ベッティナ・ハイダーホフ著 鈴木博人/マーク・デルナウア編訳『ドイツ家族法・デジタルコンテンツ法の現代的課題』中央大学出版部(2025 年 2 月) 第 2 章は「婚姻イメージの変化と婚姻法の変化—基本法 6 条 1 項を背景とした婚姻法の今日的課題—」

口頭発表

2025 年 3 月 19 日 藪本知二 山口県立大学名誉教授

「子どもの権利条約第 5 条の意義について—子ども・父母・国の三者関係—」